

# 新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等に関する法律案 概要

## 趣 旨

新型コロナウイルス感染症<sup>(※)</sup>のまん延防止等のための協力要請を受けた事業者がこれに応ずることにより事業運営に支障が生じないようにその事業規模に応じた支援を迅速に行うため、新型コロナウイルス感染症まん延防止等協力給付金の支給等を行う

(※) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

## 給付金の支給等

都道府県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する等のため都道府県知事が事業者に対して協力要請（営業時間の変更等）を行った場合に、事業者に対し、給付金を支給<sup>(※)</sup>

(※) 予算を伴わない法案とするため、義務付けは行わない

## 給付金の額

事業者の事業規模に応じた必要な支援が行われるよう、協力要請の内容・期間に応じて、不動産賃料等のほか、常時使用する従業員の数その他の事情を勘案してその事業運営に支障が生じないようにするために必要な費用を賄うことができる額（政令で定めるところにより算定）

## 金融機関との連携等

都道府県は、事業者が給付金の支給を受けるまでの間も貸付け等を受けることにより必要な資金を迅速に確保することができるよう、金融機関との連携その他の措置を講ずる（つなぎ融資）

## 業務の委託

都道府県は、給付金の支給に係る業務を金融機関等に委託することができる

## 給付金の返還

都道府県は、給付金の支給を受けた事業者が協力要請に係る措置を講じなかったときは、給付金の全部又は一部を返還させることができる

## 都道府県に対する財政上の措置

国は、給付金の支給を行う都道府県に財政負担を極力及ぼさないよう、給付金の支給に関する費用について、必要な財政上の措置を講ずる。

## 検 討

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延の防止に関する措置等により経営に影響を受ける事業者の範囲が広範にわたることに鑑み、給付金の支給の対象とならない事業者に対しても必要かつ十分な支援が迅速に行われるよう、この法律の施行後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする